

# 青森県工事材料事前審査要領

平成15年2月19日制定  
平成15年5月1日改正  
平成16年4月28日改正  
平成24年4月1日改正  
平成25年4月1日改正  
平成26年4月1日改正  
平成29年4月1日改正  
平成30年4月1日改正  
令和3年4月1日改正  
令和4年4月1日改正  
令和6年4月1日改正

## (総則)

第1条 「青森県工事材料事前審査」は、農林水産部、県土整備部に所属する公所（以下、「発注者」という。）が発注する工事（以下、「県発注工事」という。）において、工事に使用する材料のうち、汎用品材料（コンクリート製品、石材類、アスファルト混合物、アスファルト乳剤、生コンクリート）について、あらかじめ申請のあった材料の品質規格等を県が審査することにより、受注者が個別工事毎に発注者に提出することになっている品質規格証明書、試験成績表等の提出を不要とし事務の簡素化をはかるものである。

本要領は、工事材料事前審査にあたり、必要な事項を定めるものである。

## (対象範囲)

第2条 本要領が定める工事材料事前審査の対象は、別紙－1「青森県工事材料事前審査汎用品一覧表」に掲載された材料とする。

## (申請者)

第3条 申請は、材料製造会社（工場）が行うものとする。ただし、資材販売会社の代理申請を認めるものとする。

## (申請書等)

第4条 申請書の様式、提出部数及び提出先等は下記のとおりとする。

### (1) 申請書類

① 土木工事における工事材料事前審査申請書（以下、「申請書」という。）（様式－1（甲）、様式－1（乙）、様式－2）

② 添付資料 試験成績表等

なお、申請書及び添付資料の大きさは、原則としてA4とする。

申請書添付資料等については、青森県工事材料事前審査要領の運用による。

(2) 提出部数 申請書1部 添付資料1部

(3) 提出先 青森県財務部工事検査課（東青地域に所在する材料製造工場に係る申

請にあつては工事検査課本庁、それ以外の工場にあつては、当該工場が所在する管内を所管する工事検査課駐在)。

(4) 見 本 申請書類提出時は、見本の提出は要しないものとする。

(申請書類受付け)

第5条 青森県工事材料汎用品一覧表のすべての材料について随時受付する。ただし、土曜日、日曜日、休日等の庁舎閉庁日は受付しない。

(審査及び審査済書の交付等)

第6条 工事検査課長は、審査後申請内容が適正な場合、「審査済書」を申請者に交付することとする。

2 工事検査課長は、申請に係る材料の品質規格等確認のため必要と認めるときは、提出資料の追加や当該製造工場を立入調査することができるものとする。

(審査済材料の有効期間等)

第7条

1. 石材類については、試験成績表の材料試験日から1年間とし、1年以内に岩石等採取認可期間満了となる場合は、採取認可末日までとする。

また、岩石等採取認可期間の更新に伴う申請を行う場合は、試験成績表の材料試験日から1年間とする有効期間の末日までとすることができるが、複数の岩石等採取認可を受けている場合は、次に来る採取認可末日までとする。

2. コンクリート製品、生コンクリート、アスファルト混合物の有効期間は審査済書交付の日から1年間とし、1年以内に岩石等採取認可期間満了となる場合は採取認可末日までとする。

また、岩石等採取認可期間の更新に伴う申請を行う場合は、審査済書交付の日から1年間とする有効期間の末日までとすることができるが、複数の岩石等採取認可を受けている場合は、次に来る採取認可末日までとする。

3. アスファルト混合物のうち、国の事前審査制度により認定された混合物を製造する工場の有効期間は、青森県工事材料事前審査汎用品一覧表掲載の材料についても国の認定期間と同じとする。

4. アスファルト乳剤の有効期間は、審査済書交付の日から1年間とする。

5. 審査済書の有効期間内に、材料、その他の変更により申請時と設計条件、配合等の見直しがあった場合は再申請を行うものとし、有効期間は、再交付の日から1年間とし1年以内に岩石等採取認可期間満了となる場合は、採取認可末日までとする。

また、岩石等採取認可期間の更新に伴う申請を行う場合は、再交付の日から1年間とする有効期間の末日までとすることができるが、複数の岩石等採取認可を受けている場合は、次に来る採取認可末日までとする。

(関係書類の保存期間)

第8条 関係書類の保存期間は、有効期間の終期から5年間とする。

(審査済材料の品質管理)

第9条 審査済材料が県発注工事で使用される場合の品質管理は、「青森県土木工事共通仕様書」等によるものとする。

(その他)

第10条 「青森県工事材料事前審査汎用品一覧表」の汎用品材料の選定に当たっては、毎年度、工事検査課が農林水産部及び県土整備部の関係課と協議して行うものとする。

附 則

この要領は、一部改定し令和6年4月1日から施行する。